

深川市農業委員会総会議事録

(第 8 回)

令和6年11月26日

開 会 1 0 時 0 0 分

閉 会 1 0 時 2 3 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議 席	氏 名	出席委員	欠席委員
1	五 十 嵐 剛	○	
2	清 水 正 勝	○	
3	山 崎 和 徹	○	
4	富 川 裕 一	○	
5	廣 田 和 也	○	
6	近 藤 洋 介	○	
7	青 木 実	○	
8	大 森 毅 英	○	
9	吉 川 永 充	○	
1 0	木 根 和 美	○	
1 1	増 田 貴 志	○	
1 2	光 富 靖 展		○
1 3	大 谷 内 清	○	
1 4	荒 井 優	○	
1 5	板 垣 昭 仁		○
1 6	菊 入 等	○	
1 7	尾 崎 成 宣	○	
1 8	馬 木 逸 男	○	
1 9	水 野 静 也	○	
2 0	山 川 功	○	
2 1	高 橋 淳 一	○	
2 2	栗 野 良 寛	○	
2 3	佐 々 木 弘 昭	○	
2 4	塩 尻 総 徳	○	
2 5	下 坂 多 伊 子	○	
2 6	中 川 幸 生	○	
2 7	宮 武 努	○	

第8回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 開催日時 | 令和6年11月26日（火）10時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 五十嵐 剛委員 外24名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・黒田主幹・藤野係長・袴田主査・成田主事補 |
| 5 書記 | 袴田主査 |

宮谷局長

開会宣言（10時00分）

只今から、令和6年度 第8回深川市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会におきまして光富委員、板垣委員から欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

会長よりご挨拶をいただきまして、総会を始めさせていただきます。

菊入会長

おはようございます。本年も残り2か月となりました。昨日の農業新聞に、農林水産省の方針が載っていましたが、水田活用交付金の令和9年までの水張りを見直すということで、どういった形になるのか心配ではありますが、新しく農林水産大臣になった江藤さんも、この水田活用交付金の問題については言われているようですので、心配もありますが楽しみでもあります。さて、明日27日に農業者年金セミナー、28日に全国農業委員会会長代表者集会もありまして、国会議員の要請活動も控えています。新しく当選された先生方にしっかりと要望をしにいきますので、良い話が聞ければなと思っております。

それでは令和6年度第8回総会を始めたいと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

7番青木委員、8番大森委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告（1）農業行政報告はございませんので（2）農業委員会業務報告を局長より報告願います。

宮谷局長

10月31日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。

（1）農地特別委員会開催結果報告を宮武委員長より報告願います。

宮武委員長

（資料に基づき説明）

菊入会長

報告が終わりましたが、質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

菊入会長

それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。

菊入会長

次に、日程第4、報告に入ります。

報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。

成田主事補	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は13件で、番号1番から7番、9番から13番が売買に係るあっせん申し出、番号8番は賃貸借に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番から8番が令和6年11月1日、番号9番以降が、令和6年11月13日ですあっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 （「なし」という声あり） それでは質疑等なしということで報告第1号を承認します。
菊入会長	次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
成田主事補	農業者年金基金法 施行規則 第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は1件で、新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第2号を承認します。
菊入会長	次に、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
成田主事補	ご説明いたします。記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をしましたのでご報告いたします。今月は8件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2―（1）―ケの「土地改良区より用悪水路としての願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により「用悪水路」として交付しております。番号2番および番号4番は、農業委員会内規2―（1）―クの「公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合、及び農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により番号2番は「田」および「畑」として、番号4番は「田」として交付しております。番号3番および番号7番は、農業委員会内規2―（1）―カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合」に基づき、会長専決により番号3番は「雑種地」として、番号7番は「原野」として交付しております。番号5番および番号6番は、農業委員会内規2―（1）―アの「法4条・法5条・法73条の許可があり、転用目的等が完了している場合。」に基づき、会長専決により「宅地」として交付しております。番号8番は、農業委員会内規2―（1）―イの「軽微な面積で、客観的にみて、その現況が届出人の証明願いと一致する場合。」に基づき、会長専決により「宅地」として交付しております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。

菊入会長	(「なし」という声あり) ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	(「異議なし」という声あり) それでは異議なしということで、報告第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、日程第5、議案に入ります。 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、 を議題とします。事務局より説明願います。
成田主事補	記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立 していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は3件で、番号1番が 貸主の転用に伴う解約、番号2番が借主の経営移譲による解約、番号3番が貸主が貸付 地を北海道農業公社に売り渡す前提での解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期 については、番号1番及び2番が令和6年11月1日、番号3番が令和6年11月13 日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
菊入会長	(「なし」という声あり) ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	(「異議なし」という声あり) それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局より説明願います。
藤野係長	ご説明いたします。記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転に係る 許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。 今月は1件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲渡人・譲受人の経営概況等については 記載のとおりです。番号1番は、譲渡人が離れ地を売買して経営の合理化を図るもの です。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周 辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しな いため許可要件を満たしております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
菊入会長	(「なし」という声あり) ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	(「異議なし」という声あり) それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第3号 買入協議の要請について、を議題とします。事務局より説明願 います。
成田主事補	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定により、 なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第1項の申出

	に係るもののうち、同法第16条の規定による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。今月は5件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この5件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買い入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第4号 農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。
成田主事補	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に基づき、下記に係る農用地利用集積計画作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は12件で、番号1番から番号11番が売買の案件、番号12番が賃貸借の案件です。番号1番は、出し手の理由としましては、出し手が離れ地を処分し、経営合理化を図るため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号2番、8番、9番、11番は、出し手が労働力不足により経営移譲をするため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号2番がL資金、番号8番、11番が自己資金、番号9番がJA資金です。番号3番は、合意解約により返還された農地を経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号4番 出し手が労働力不足により経営縮小をするため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号5番は、出し手が老齢により経営移譲をするため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号6番は、出し手が法人解散に伴い、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はJA資金です。なお、出し手は法人解散後、個人営農に移行するものです。番号7番は、貸付地及び残地をそのまま借主に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号10番は、出し手の残地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号12番は、出し手が労働力不足により経営縮小をするため、経営拡大を図る受け手に賃貸するもので、期間は10年間です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。 説明は以上です。
菊入会長	説明がありましたが、ここで本議案中の番号4番で近藤 委員、番号7番で栗野委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。

菊入会長	次に、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
黒田主幹	記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利の移転の申請書の提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は、譲受人が一般住宅建築用に宅地造成するもので、譲渡人がこれに賛同したものです。許可申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、農地法運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
	(「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第6号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
成田主事補	ご説明いたします。記載の方より現況証明書の交付願いがありましたので、適否について審議をお願いいたします。土地の所在・公簿地目等は記載のとおりです。今月は3件で、証明を必要とする理由は地目変更のためです。11月14日に五十嵐委員・清水委員・近藤委員の3名で現地調査をしております。番号1番は、年月日不詳より原野となって現在に至っており、「申出のとおり非農地」で地目は「原野」との意見を頂いております。番号2番は、年月日不詳より山林となって現在に至っており、「申出のとおり非農地」で地目は「山林」との意見を頂いております。番号3番は、年月日不詳より雑種地となって現在に至っており、「申出のとおり非農地」で地目は「雑種地」との意見を頂いております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
	(「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第6号は原案のとおり決定します。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
	(「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第6号は原案のとおり決定します。
菊入会長	以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。 (総会終了 10時23分)